

特別養護老人ホーム須坂荘（介護予防）短期入所生活介護 重要事項説明書

＜令和 年 月 日 現在＞

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

施設名称	特別養護老人ホーム須坂荘
開設年月日	令和3年4月1日
所在地	長野県須坂市大字塩野951番地
電話番号	026-248-0839
FAX番号	026-248-4918
開設者名	社会福祉法人 グリーンアルム福祉会 (理事長 更級 尚)
介護保険指定番号	2070700717

(2) サービスに関する相談窓口

担当者	生活相談員 青山 弥生 介護支援専門員 志原 雄大
受付時間	毎日 午前8時45分 ～ 午後5時30分

(3) 事業所の目的

特別養護老人ホーム須坂荘は、介護予防短期入所生活介護サービス又は短期入所生活介護サービス（以下、『サービス』という。）を提供し、利用者に対して自立に向けた適正な生活援助を提供することを目的とします。

(4) 事業所の運営方針

- ① 利用者が可能な限り在宅生活を継続するために、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上のケア及び機能訓練を行います。
- ② 利用者の心身の機能の維持向上並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図れるようサービスを提供します。
- ③ 地域との結び付きは勿論、市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター（以下「居宅介護支援事業者等」という。）、その他介護サービス事業者、医療機関、保健施設及び福祉施設の関係機関と連携を図ります。

(5) 事業所の定員及び設備の概要

入所定員	8名（併設する本体特養70名）		
居室 4人部屋	2室 (他に特養18室)	医務室	1室
静養室	1室	食堂	1室（1・2棟）
浴室	一般浴室 1室	機能訓練室	1室
	特殊浴槽 1室	相談室	1室

(6) 事業所の職員体制（特別養護老人ホームと兼務）

職 種	常勤	非常勤	主な業務内容等
施設長			所属職員の指揮監督、業務の管理
副施設長			施設長の補佐
医師			利用者の治療、検査等の医療行為
看護職員			医師の指示に基づく看護
介護職員			日常生活上の介護
生活相談員			利用者に対する各種支援及び相談
管理栄養士			栄養管理
機能訓練指導員			機能訓練
介護支援専門員			施設サービス計画策定
事務職員			一般管理事務

2. サービス内容

【通常のサービス】

- ① （介護予防）短期入所生活介護計画及び個別サービス計画の作成
- ② 食事 朝 食 7時30分 ～ 8時30分
昼 食 12時00分 ～ 13時00分
夕 食 18時00分 ～ 19時00分
間 食 10時00分 ・ 15時00分
- ③ 入浴 一般浴・機械浴 基本的に週2回
ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭または部分浴となる場合があります。
- ④ 日常生活上の介護（排泄介助、食事介助、移動介助等）
- ⑤ 機能訓練（理学療法等）
- ⑥ 行事、余暇活動、レクリエーション活動等
- ⑦ 健康管理（日常生活上の処置及び観察等）
- ⑧ 相談援助サービス（日常生活上の相談等）
- ⑨ 事業所と自宅間の送迎 等

【その他のサービス】

- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス（外部事業者により原則月1回実施） 等

3. 利用料

- ・法定代理受領を前提とし、介護保険の自己負担額は「介護保険負担割合証」に記載の割合に基づきます。自己負担額の把握のため、介護保険負担割合証を提出していただきます。
- ・介護保険料の滞納等により、保険者からの保険給付が事業者を支払われない場合があります。この場合、利用者に費用の全額を請求いたします。一旦お支払いいただいた利用料は保険者（市町村）の窓口申請することにより、還付を受けることができます。
- ・お支払いいただいた自己負担額が一定額（上限額）を超えたときには、高額介護サービス費により超過分が払い戻しされます。高額介護サービス費については保険者（市町村）にお問い合わせください。
- ・居住費及び食費の利用者負担額は、利用者や世帯の所得等に応じて、第1段階～第4段階に区分さ

れます。利用者負担軽減制度について詳しくお知らせになりたいことや、不明な点等ございましたら、事業所の担当者、担当する居宅介護支援事業所、市町村担当窓口等にお尋ねください。

- ・毎月 15 日までに前月分の請求書を発行いたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただくと領収書を発行いたします。お支払い方法は、口座自動引き落とし、請求書に基づくお振込み、から契約の際にお選びください。

① 基本サービス費（日額）

（短期入所生活介護）

単位：円

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス費	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
1 割自己負担額	603	672	745	815	884
2 割自己負担額	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768
3 割自己負担額	1,809	2,016	2,235	2,445	2,652

（介護予防短期入所生活介護）

単位：円

	要支援 1	要支援 2
サービス費	4,510	5,610
1 割自己負担額	451	561
2 割自己負担額	902	1,122
3 割自己負担額	1,353	1,683

②滞在費・食費

単位：円

利用者負担段階	要 件	居住費（日額）	食 費（日額）
第 1 段階	生活保護受給者の方・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方で、かつ本人の預貯金等が 1,000 万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて 2,000 万円以下）の方	0	300
第 2 段階	世帯員全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方で、かつ本人の預貯金等が 650 万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて 1,650 万円以下）の方	430	600
第 3 段階①	世帯員全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方で、かつ本人の預貯金等が 550 万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて 1,550 万円以下）の方	430	1,000
第 3 段階②	世帯員全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計が 120 万円を超える方で、かつ本人の預貯金等が 500 万円以下（配偶者がいる場合は夫婦あわせて 1,500 万円以下）の方	430	1,300

第4段階	本人が住民税課税となっている方 または 配偶者が住民税課税となっている方 または 本人が属する世帯の中に住民税課税者がいる方 または 本人の預貯金等が一定額を超える方	915	1,680
------	--	-----	-------

※段階は、市町村が交付する介護保険利用者負担額減額・免除等認定証により決定します。

利用者負担段階	第1～3段階	第4段階
食費（朝食）	370	420
食費（昼食）	600	680
食費（夕食）	475	580

* 食費は1食ごとに請求させていただきます。

* 日額上限額を上回る請求は発生しません

・ 食費に係る加算

加算項目	1割自己負担額	内 容
	2割自己負担額	
	3割自己負担額	
療養食加算	8円/回	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する治療食並びに特別な場合の療養食を提供した場合に、1日に3食を限度として、1食1回として算定します。
	16円/回	
	24円/回	

③その他の加算

加算項目		1割自己負担額		内 容
		2割自己負担額		
		3割自己負担額		
送迎加算		1 8 4 円／回		片道分 通常の業務範囲外の送迎は通常の事業の実施地域を越えて1 k mごとに110 円
		3 6 8 円／回		
		5 5 2 円／回		
緊急短期入所 受入加算		9 0 円／日		居宅サービス計画で計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急的に行う場合、利用日から7 日(やむを得ない場合は1 4 日)を限度として算定します。
		1 8 0 円／日		
		2 7 0 円／日		
個別機能訓練 加算		5 6 円／日		常勤の機能訓練指導員が利用者の居宅を訪問して、個別の機能訓練計画を作成した上で、機能維持・向上を目的として個別機能訓練を行った場合に算定します。
		1 1 2 円／日		
		1 6 8 円／日		
機能訓練加算		1 2 円／日		常勤の機能訓練指導員を1 名以上配置している場合に算定します。
		2 4 円／日		
		3 6 円／日		
生活機能向上 連携加算 (Ⅰ)	い ず れ か を 算 定	1 0 0 円／月		訪問リハ、通所リハ又は医療機関の理学療法士等の助言に基づき施設職員が個別の訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練指導員その他職種が協働し、計画的に機能訓練を実施した場合、3 か月に1 回に算定します。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合には算定しません。
		2 0 0 円／月		
		3 0 0 円／月		
2 0 0 円／月				
生活機能向上 連携加算(Ⅱ)		4 0 0 円／月		訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療機関の理学療法士等が、施設を訪問し、施設職員と共同でアセスメントを行い個別の訓練
		6 0 0 円／月		
		個別機能訓練加算を		

		算定している場合 100円／月 200円／月 300円／月	計画を作成し、その計画に基づき、施設機能訓練指導員 その他職種の者が協働し、計画的に機能訓練を実施し た場合に算定します。	
看護体制加算 （Ⅰ）	い ず れ か を 算 定	4円／日 8円／日 12円／日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定しま す。	
看護体制加算 （Ⅲ）イ		12円／日 24円／日 36円／日	看護体制加算（Ⅰ）の算定要件を満たして、前3か月の 利用者のうち介護度 3-5 の利用者が 70%以上の場合に 算定します。	
看護体制加算 （Ⅱ）		8円／日 16円／日 24円／日	看護職員が基準に加え1名以上配置され、24時間の 連絡体制を確保している場合に算定します。	
看護体制加算 （Ⅳ）イ	い ず れ か を 算 定	23円／日 46円／日 69円／日	看護体制加算（Ⅱ）の算定要件を満たして、前3か月の 利用者のうち介護度 3-5 の利用者が 70%以上の場合に 算定します。	
口腔連携 強化加算		50円／回 100円／回 150円／回	施設職員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合におい て、利用者等の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専 門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月 に1回に限り算定します。	
医療連携 強化加算		58円／日 116円／日 174円／日	看護職員による24時間の連絡体制を確保しており、急変 時の医療提供ができることを利用者家族へ説明し、手厚い 健康管理を要する状態に同意である場合に算定します。	
在宅中重度者 受入加算		425円／日 850円／日 1,275円／日	訪問看護サービスを利用している在宅の中重度者が、短期 入所の場合においても、なじみの訪問看護師からサービス 提供が受けられる体制を確保した場合に算定します。ただ し、看護体制加算を算定していない場合は算定しません。	
（Ⅰ）		421円／日 842円／日 1,263円／日	看護体制加算Ⅰを算定している場合に算定します。	
（Ⅱ）		417円／日 834円／日 1,251円／日	看護体制加算Ⅱを算定している場合に算定します。	
（Ⅲ）		413円／日 826円／日 1,239円／日	看護体制加算Ⅰ、Ⅱを算定している場合に算定します。	
夜勤職員配置 加算（Ⅰ）		13円／日 26円／日 39円／日	16:30～翌 8:30 に勤務する職員の延べ時間数の合計が、 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する 基準に規定する夜勤職員の配置人数（須坂荘の場合 3 名）より 1 名分以上多く配置している場合に算定しま す。見守り機器等を導入している場合は、別に定める基 準によります。	
夜勤職員配置 加算（Ⅲ）		15円／日 30円／日 45円／日	上記の要件に加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配 置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職 員を配置している場合に算定します。	
サービス提供 体制強化加算 （Ⅰ）	い ず れ か を 算 定	22円／日 44円／日 66円／日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 80%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 35% 以上配置されている場合に算定します。	
サービス提供 体制強化加算 （Ⅱ）		18円／日 36円／日 54円／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上配置されている場合に算定します。	
サービス提供		6円／日		

体制強化加算 (Ⅲ)		1 2 円／日	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が 50%以上、または看護・介護職員のうち常勤職員が 75%以上
		1 8 円／日	

認知症行動・ 心理症状緊急対応 加算		2 0 0 円／日	医師が在宅での生活が困難であり、緊急に（介護予防）短期入所生活介護を利用することが適当である判断した者に対して、開始日から 7 日間を限度に算定します。
		4 0 0 円／日	
		6 0 0 円／日	
若年性認知症利用者受入加算		1 2 0 円／日	若年性認知症利用者を受け入れ、その入所者に対し個別の担当者を配置した場合に算定します。
		2 4 0 円／日	
		3 6 0 円／日	
生産性向上 推進体制加算 (Ⅰ)		1 0 0 円／日	生産性向上推進加算（Ⅱ）の要件を満たし、見守り機器等のテクノロジーを複数導入、かつ、職員間の適切な業務改善の取組等を行い、業務改善の取組による効果のデータを 1 年以内ごとに 1 回、厚生労働省へ提出し、成果が確認されている場合に算定します。
		2 0 0 円／日	
		3 0 0 円／日	
生産性向上 推進体制加算 (Ⅱ)		1 0 円／日	見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確認及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること、かつ、業務改善の取組による効果のデータを 1 年以内ごとに 1 回、厚生労働省へ提出している場合に算定します。
		2 0 円／日	
		3 0 円／日	
身体拘束廃止 未実施減算		所定単位数の 100 分の 10 の 単位数を減算	身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修を行っていない場合に適用されます。
業務計画 未実施減算		所定単位数の 100 分の 3 の 単位数を減算	感染症や自然災害の発生時にサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定、それに従った必要な措置を講じない場合は適用されます。
高齢者虐待防止 措置未実施減算		所定単位数の 100 分の 1 の 単位数を減算	虐待の発生またはその再発防止の措置（指針整備・研修の実施・担当者の設置）が講じられていない場合に適用されます。
介護職員等処遇 改善加算（Ⅰ）		自己負担額 × 1 4. 0 %	介護職員の賃金を改善する計画を策定し、適切な処置を講じた場合に算定します。

④その他の請求項目

特別な食事代	利用者の希望により提供した食事に要した費用の実費
理美容代	外部事業者との契約による実費
行事・余暇・レク活動費	参加状況に応じ、掛かった材料費等の実費
日常生活用品費	依頼のあった品物を購入するのに要した費用の実費
クリーニング代	ドライクリーニング等特殊な物については実費
複写物の交付	利用者又は身元引受人の希望により交付する場合 1 枚当たり 10 円
口座振替手数料	実費

上記以外に掛かる費用については説明の上、同意を得て徴収する場合があります。

4. 通常の事業の実施地域

特別養護老人ホーム須坂荘（介護予防）短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業所の通常の事業の実施地域は、須坂市・小布施町・高山村・長野市（若穂地区）です。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科診療所に協力いただいています。

協力医療機関		
1	長野県立信州医療センター	須坂市大字須坂 1332
2	長野市民病院	長野市大字富竹 1333 番地 1
3	長野赤十字病院	長野市若里五丁目 22 番 1 号
協力歯科医療機関		
1	遠藤歯科医院	須坂市臥竜 1-5-16

6. 施設利用に当たっての留意事項

面会	概ね 8:30～20:00 の間とします。 なお、ご面会の際は、面会簿に記帳をお願いいたします。
外出・外泊	事前に連絡をお願いします。所定用紙への記入をお願いします。
飲酒・喫煙	職員の指示に従ってください。
火気の取扱い	職員の指示に従ってください。
所持品の持ち込み	職員の指示に従ってください。
金銭・貴重品の管理	金銭、貴重品は、原則持込みしないでください。必要な場合はお預りさせていただきます。
営利行為	できません。
宗教活動	他の利用者及び施設の運営に迷惑とならない範囲で自由です。
特定の政治活動	他の利用者及び施設の運営に迷惑とならない範囲で自由です。
ペットの持ち込み	衛生管理上問題があるのでご遠慮ください。
ハラスメント	利用者及びその家族は、施設職員、他の利用者等に対して、以下の行為を行なわないでください。 ①暴言、脅迫、威嚇、侮辱、その他人格を否定するような言動 ②不当な要求、強要、その他業務を妨害する行為 ③プライバシーの侵害、セクシュアルハラスメント（必要もなく手や腕をさわるなどの行為を含む） ④その他法令または公序良俗に反する行為

7. 非常災害対策

- ・防災設備 屋外消火栓、屋内消火器、簡易スプリンクラー、照明付自家発電機、火災熱感知器、火災煙感知器、非常通報設備、防火扉、非常灯
- ・防災訓練 年 2 回（内 1 回は夜間想定）実施しますので、ご協力ください。
- ・防火管理者 介護支援専門員 志原 雄大

8. 事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置をとらせて頂きます。

利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、事業者が故意、過失がない場合にはこの限りではありません。

9. 第三者による評価の実施状況

実施の有無	あり
実施した直近の年月日	令和4年9月22日
第三者評価機関名	コスモプランニング有限会社
評価結果の開示状況	あり

10. 要望及び苦情の相談

- 施設利用に関する要望・苦情又は介護・療養に関する相談等は、生活相談員又は介護支援専門員にお申し出ください。

事業所の定める苦情受付体制

苦情解決責任者	施設長 今関 恭宏	
苦情受付担当者	生活相談員 青山弥生	介護支援専門員 志原雄大
受付電話番号	026-248-0839	

- 事業所では、第三者の立場から相談にのっていただく第三者委員を委嘱しております。第三者委員については、施設内の掲示をご覧ください。
- 玄関ホールに「ご意見箱」を設置していますので、ご活用ください。
また、下記の窓口でも苦情相談等を受け付けています。

苦 情 相 談 窓 口	電 話 番 号
須坂市 高齢者福祉課	(026) 248-9020
小布施町 健康福祉課福祉係	(026) 214-9108
高山村 村民生活課福祉係	(026) 242-1201
長野市 高齢者活躍支援課 介護施設担当	(026) 224-5094
長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	(026) 238-1580

(介護予防) 短期入所生活介護の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人グリーンアルム福祉会
所在地 須坂市大字塩野 951 番地
名 称 特別養護老人ホーム須坂荘
施設長

説明者 職名 生 活 相 談 員
氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から(介護予防) 短期入所生活介護についての重要事項の説明を受け、同意致しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住所
氏名
署名代行者 (続柄 :)
氏名

代 理 人 住所
氏名

身元引受人 住所
氏名